



外国人技能実習生の実習実施機関
に対する監督指導等の状況
(平成29年)

令和元年7月12日

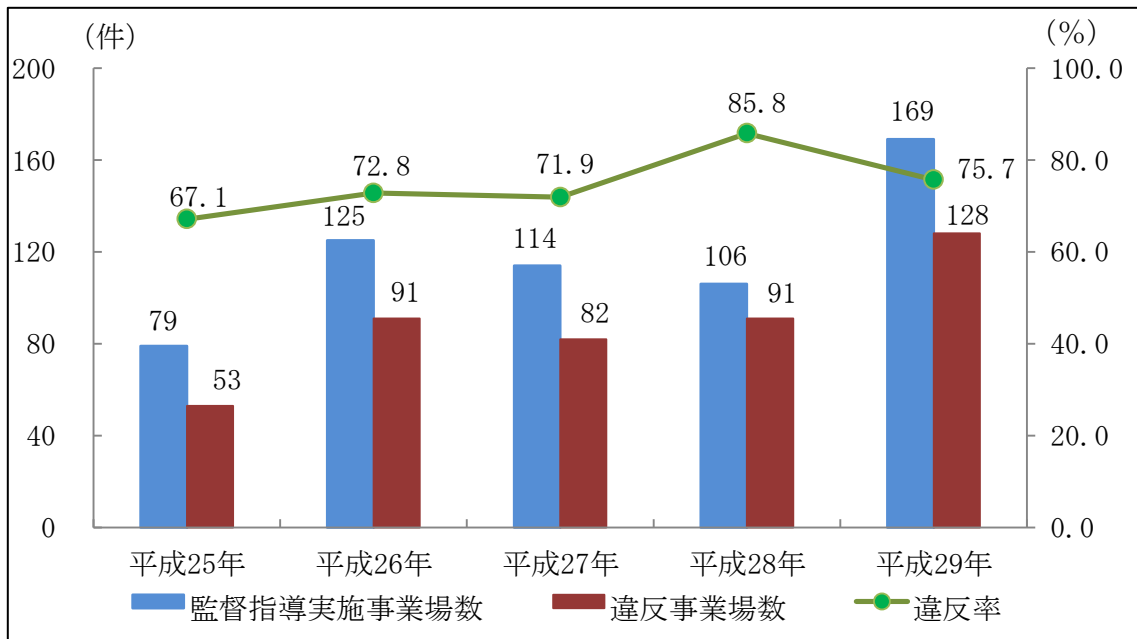
厚生労働省北海道労働局
労働基準部監督課

1 監督指導状況

(1) 平成 29 年に、道内の労働基準監督署(支署)において、実習実施者に対して 169 件の監督指導を実施し、その 75.7%に当たる 128 件で労働基準関係法令違反が認められました。なお、全国の監督指導状況については別紙(5頁)のとおりです。

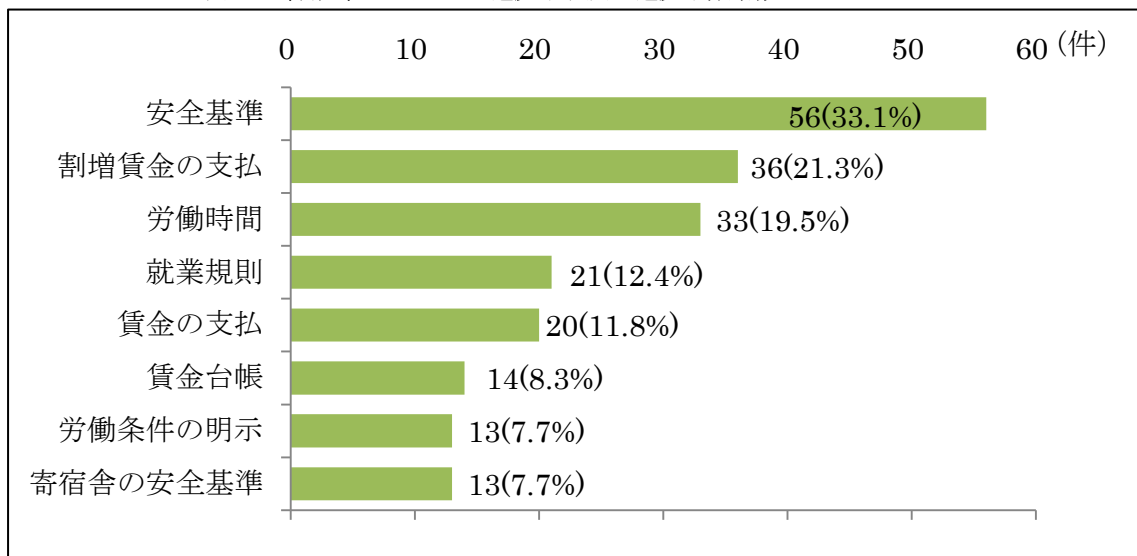
<注>違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれます。

図1 監督指導実施事業場数及び違反事業場数



(2) 主な違反内容は、①安全基準関係 56 件(33.1%;安全措置が講じられていない機械を使用させていたなど)、②割増賃金関係 36 件(21.3%;時間外労働に対する割増賃金を適切に支払っていないなど)、③労働時間関係 33 件(19.5%;労使協定の範囲を超えて時間外労働を行わせていたなど)の順でした。

図2 監督指導における主な違反事項及び違反事業場数



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しません。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、次のようなものがありました。

【事例1】 長時間労働の相談を端緒として、監督指導を実施（食料品製造業）

（指導内容）

技能実習生を含む労働者について、36協定の限度を超えて違法な時間外労働を行わせていたため、是正勧告しました。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働の削減と限度時間を超えないための労働時間管理について併せて指導しました。

（指導の結果）

時間外労働の削減の取組として、業務を整理するなどした結果、時間外労働の削減が進みました。

【事例2】 労働災害の発生を契機として、監督指導を実施（食料品製造業）

（指導内容）

機械の安全装置を取り付けずに作業を行わせていたため、是正勧告しました。また、技能実習生が理解できる作業マニュアルの作成などの再発防止対策を併せて指導しました。

（指導の結果）

技能実習生の母国語による作業マニュアルが作成され、機械への安全装置の適切な設置などがなされ、機械作業の安全管理の徹底が図られました。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国管理機関が、その監督等の結果を相互に通報しています。
- (2) 平成29年に、北海道内の労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報(*1)した件数は12件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報(*2)された件数は1件でした。

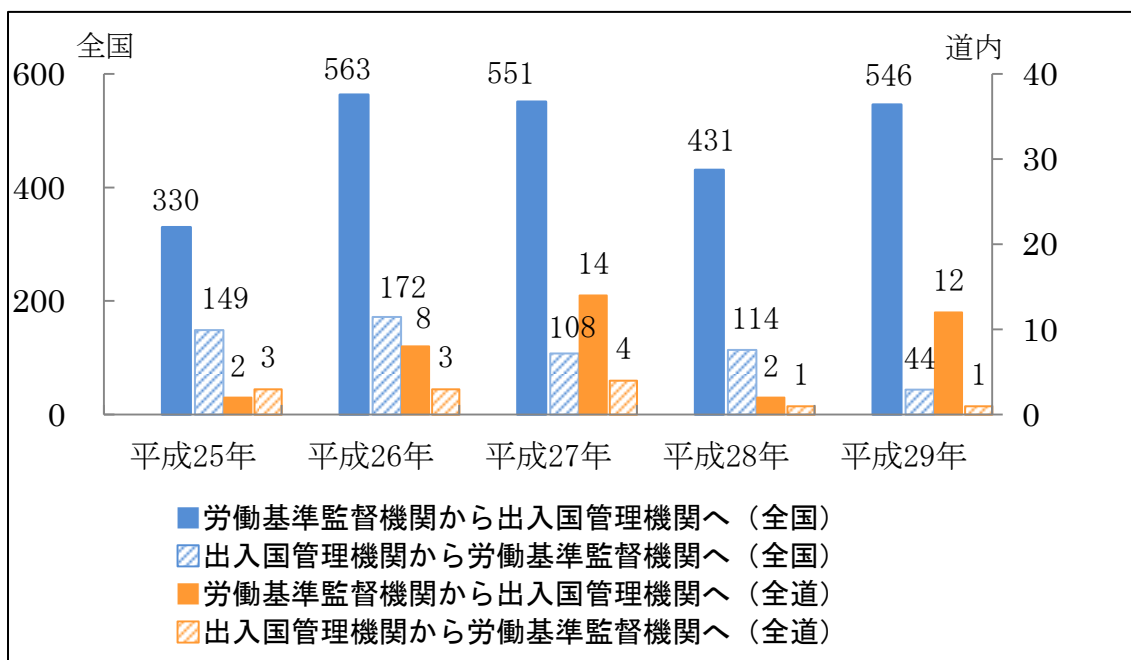
*1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案

労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

*2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案

出入国管理機関において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

図3 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報件数



- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から通報を受けた実習実施者については、監督指導を実施しています。
- (4) 強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、出入国管理機関との合同監督・調査を行うこととしていますが、平成29年は合同監督・調査を実施していません。

技能実習生に係る実習実施者に対する監督指導結果

(平成 29 年1月～12 月)

	全国	北海道
監督指導実施事業場数	5,966 件	169 件
違反事業場数	4,226 件	128 件
(違反率)	(70.8%)	(75.7%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法 第 15 条)	541	(9.1%)	13	(7.7%)
賃金の支払 (労働基準法 第 24 条)	526	(8.8%)	20	(11.8%)
労働時間 (労働基準法 第 32 条・第 40 条)	1,566	(26.2%)	33	(19.5%)
割増賃金の支払 (労働基準法 第 37 条)	945	(15.8%)	36	(21.3%)
就業規則 (労働基準法 第 89 条)	551	(9.2%)	21	(12.4%)
法令等の周知 (労働基準法 第 106 条)	342	(5.7%)	11	(6.5%)
賃金台帳 (労働基準法 第 108 条)	448	(7.5%)	14	(8.3%)
寄宿舎の安全基準 (労働基準法 第 96 条)	148	(2.5%)	13	(7.7%)
安全基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	1,176	(19.7%)	56	(33.1%)
衛生基準 (労働安全衛生法第 20～25 条)	473	(7.9%)	8	(4.7%)
健康診断 (労働安全衛生法第 66 条)	477	(8.0%)	9	(5.3%)
最低賃金 (最低賃金法第 4 条)	92	(1.5%)	1	(0.6%)

※最低賃金違反については、約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。